

環境影響評価制度

(ページ No.)

- 1 環境影響評価法及び北九州市環境影響評価条例の対象事業一覧 2

環境影響評価法及び北九州市環境影響評価条例の対象事業一覧

	環境影響評価法 第一種事業（第二種事業）	北九州市環境影響評価条例	
1 道路			
高速自動車国道	すべて	—	
首都高速道路等	4車線以上	—	
一般国道	4車線10km以上（7.5km）	4車線5km以上	
大規模林道	幅員6.5m以上、20km以上（15km）	—	
2 河川			
ダム	貯水面積100ha以上（75ha）	貯水面積50ha以上	
堰	湛水面積100ha以上（75ha）	湛水面積50ha以上	
湖沼水位調節施設	改変面積100ha以上（75ha）	—	
放水路	改変面積100ha以上（75ha）	改変面積50ha以上	
3 鉄道			
新幹線鉄道（規格新線含む）	すべて	—	
普通鉄道	10km以上（7.5km）	5km以上	
軌道（普通鉄道相当）	10km以上（7.5km）	5km以上	
4 飛行場	滑走路長2500m以上（1875m）	滑走路長1250m以上	
5 発電所			
水力発電所	出力3万kW以上（2.25万kW）	出力1.5万kW以上	
火力発電所（地熱以外）	出力15万kW以上（11.25万kW）	出力7.5万kW以上	
火力発電所（地熱）	出力1万kW以上（7500kW）	—	
原子力発電所	すべて	—	
6 廃棄物最終処分場	30ha以上（25ha）	15ha以上	
7 公有水面の埋立て及び干拓	50ha超（40ha）	25ha以上	
8 土地区画整理事業	100ha以上（75ha）	50ha以上	
9 新住宅市街地開発事業	100ha以上（75ha）	50ha以上	
10 工業団地造成事業	100ha以上（75ha）	—	
11 新都市基盤整備事業	100ha以上（75ha）	50ha以上	
12 流通業務団地造成事業	100ha以上（75ha）	50ha以上	
13 宅地の造成の事業（住宅地、工業用地を含む）			
独立行政法人都市再生機構	100ha以上（75ha）	50ha以上	
独立行政法人中小企業基盤整備機構	100ha以上（75ha）	50ha以上	
14 工業団地の造成事業	14～23までの事業はすべて対象外	50ha以上	
15 住宅団地の造成事業		50ha以上	
16 工場又は事業場の建設事業		大気4万Nm ³ /時間以上又は 水質5千m ³ /日以上	
17 廃棄物処理施設の建設事業		50t/日以上（廃棄物焼却施設）	
18 運動施設又はレジャー施設		20ha以上	
19 大規模建築物の建設事業		延べ面積10万m ² 又は高さ100m以上	
20 土石又は鉱物の採取事業		20ha以上	
21 土地の造成事業		50ha以上	
22 道路			
県道、市道			4車線5km以上
林道		2車線10km以上	
23 下水道終末処理施設		計画処理人口15万人以上	
○ 港湾計画	埋立・掘込み 面積300ha以上	埋立・掘込み 面積150ha以上	